

介護予防・日常生活支援 総合事業 をご利用ください

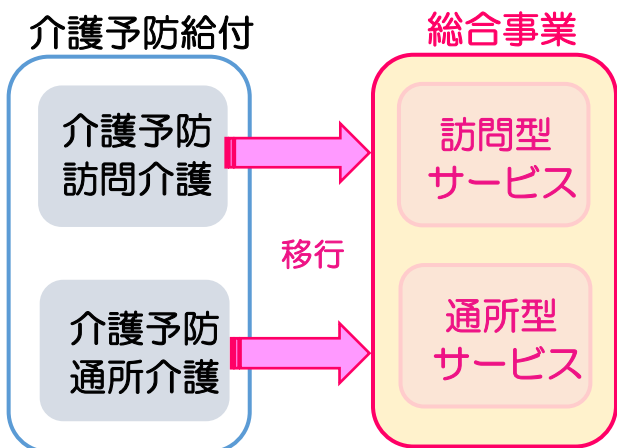


「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」と表記)は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取り組みです。従来の事業者が行うサービスに加え、地域住民など多様な担い手により、介護予防をはじめ見守りなどのサービスを総合的に提供します。また高齢者自身が支援の担い手となり社会参加することで、活力ある地域生活の実現も期待されています。

介護予防・日常生活支援 総合事業について

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあります。「介護予防・生活支援サービス事業」には、これまで介護予防給付として行われてきた「訪問介護」と「通所介護」が組み入れられました。市区町村ごとの独自の事業となることで、地域の実情に合った、よりきめ細やかな支援が行われます。

また、「一般介護予防事業」では、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に介護予防の普及・啓発を行います。さらに住民主体の介護予防活動の育成・支援などにより地域社会全体で支えるしくみづくりを目指します。



総合事業の目的

地域の実情に合った支援

市区町村の判断により、地域ごとの多様なマンパワーや社会資源を活用し、効率的・効果的なサービスの提供を行います。

生きがいや役割をもった介護予防を

地域での見守りやボランティアなど、高齢者自身が生活支援の担い手としての役割を持つことで、社会参加を通じた介護予防活動に取り組みます。

多様な生活支援のニーズに対応

高齢者のみの世帯や単身生活者が増える中、ゴミ出しや買い物といった日常生活を支えるさまざまな支援に地域ぐるみで取り組みます。

切れ目のない介護予防を

要支援から自立、自立から要支援へと心身の状態が変化しても、切れ目なくサービスを受けることで重症化を予防します。